

日時：平成 30 年 3 月 29 日
於：富山県庁 4 階大会議室

第 34 回富山県地方港湾審議会議事録

富山県土木部港湾課

第 34 回富山県地方港湾審議会 議事録

- 1 日 時 平成 30 年 3 月 29 日 (木) 13 : 30 ~ 14 : 30
 2 場 所 富山県庁 4 階大会議室
 3 内 容 伏木富山港港湾計画の一部変更について
 伏木富山港港湾計画の軽易な変更について
 4 委員出席者 19 名

区 分	氏 名	役 職 名
学識経験のある者 6 名	◎ 三 橋 郁 雄 雨 宮 洋 司 山 本 諭 尾 久 彩 子 欠 西 森 絹 子 山 本 暁 子	NPO 法人北東アジア輸送回廊ネットワーク理事・副会長 富山高等専門学校名誉教授 日本貿易振興機構富山貿易情報センター所長 ㈱景観デザインLeaf's 代表取締役 高岡市商工会議所女性会副会長 富山県消費者協会常任理事
港湾関係者 7 名	川 西 邦 夫 景 山 博 幸 金 尾 雅 行 神 田 修 二 欠 尾 山 春 枝 代 鴨 頭 明 人 代 内 島 正 義	伏木海陸運送㈱取締役社長 日本通運㈱富山港事業所長 富山港湾運送㈱取締役社長 伏木水先区水先人会会長 富山県漁業協同組合連合会代表理事会長 全日本海員組合北陸支部長 全日本港湾労働組合日本海地方伏木支部執行委員長
関係市町村の長 4 名	代 森 雅 志 代 高 橋 正 樹 代 夏 野 元 志 代 村 椿 晃	富山市長 高岡市長 射水市長 魚津市長
国の地方行政機関 の職員 4 名	代 高 木 隆 代 小 俣 篤 代 江 角 直 樹 代 福 井 孝 之	財務省大阪税関長 国土交通省北陸地方整備局長 国土交通省北陸信越運輸局長 海上保安庁第九管区海上保安本部伏木海上保安部長

◎は会長、代は代理出席、欠は欠席

- 5 事務局 加藤土木部長
港湾課：中野課長、倉田主幹、酒井主幹・計画係長、黒崎課長補佐（司会）

6 審議経過

開会 (司会)	<p>定刻となりましたので、ただ今から第34回富山県地方港湾審議会を開催いたします。</p> <p>会長が選任されるまで、事務局において会議の進行をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、港湾管理者を代表いたしまして、富山県加藤土木部長がご挨拶を申し上げます。</p>
挨拶 (土木部長)	<p>土木部長の加藤でございます。</p> <p>開会にあたりまして一文ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、第34回富山県地方港湾審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては年度末の大変お忙しい中ではございますけれども、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から皆様方には、本県の港湾行政をはじめといたしまして、県政の推進に格別のご理解、ご支援を賜っておりますこと、まづもってこの場をお借りしまして御礼を申しあげたいと思っております。</p> <p>さて、ご案内のとおり伏木富山港につきましては、平成23年11月に、日本海側の「総合的拠点港」に選定をされているところでございますけれども、伏木地区におきましては、最近の整備といたしましては、昨年12月に20万トンを超えるようなクラスのクルーズ船の寄港に対応した施設整備も完了しております。また新湊地区におきましては昨年10月に中央ふ頭のバラ貨物用の専用クレーンを更新したところでありまして、現在は国際物流ターミナルの岸壁の延伸、あるいはコンテナヤードの拡張を進めておるところでございます。また一方、富山地区におきましては、2号岸壁の老朽化対策にあわせました耐震化などにおいても取り組んでいるところでございまして、3地区全体の港湾機能を強化するというところで、より伏木富山港が、日本海側のゲートウェイとしての役割を担えるよう取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、物流拠点としての港湾機能の拡充・強化に加えまして、いわゆるマリンスポーツの振興や北陸新幹線の開業によります観光誘致など、地域の賑わいづくり、活性化に資するために、マリーナ整備などについても取り組んでおり、「富山湾」のさらなる魅力向上を図っていきたくと考えております。</p> <p>さて、本日ご審議いただきたいと思っておりますのは、新湊地区及び伏木地区でございます。新湊地区につきましては船舶の大型化に対応した効率的なバルク貨物輸送の実現を図るための公共埠頭計画及び水域施設計画に関する事項でございます。また伏木地区におきましては、土地利用計画に関する事項です。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、それぞれの専門的な、技術的な見地からご審議をいただきたいと思っております。</p> <p>誠に簡単ではございますけれども、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。</p>
配付資料確認 (司会)	<p>続きまして、本日の配付資料についてご確認させていただきます。</p> <p>お手元に配付資料一覧がございますので、あわせてお願いいたします。</p> <p>まず審議会の次第、それから委員名簿、座席表でございます。続きまして資料の1から8、これが資料でございます。それから参考資料といたしまして資料の9から資料の12が配布されているかと思っております。資料4、資料8</p>

についてはそれぞれ付属資料がついておりますので、ご確認をお願いいたします。その他に、PORT of FUSHIKI-TOYAMAのパンフレットをお配りしております。

もし会議の途中で不足等ありましたら、お申し付けいただければと思います。

委員紹介
(司会) 本日ご出席の委員の皆様につきましては、本来であれば、委員の皆様お一人ずつご紹介を申し上げるべきところではございますが、時間の関係もございまして、お手元の委員名簿、それから座席表をご覧くださいということで、ご紹介に代えさせていただきたいと存じます。

会長選出
(司会) 続きまして、会長の選出に移ります。
本審議会の委員の皆様につきましては、昨年4月に委嘱を申し上げましたところでございますけれども、今回が委嘱後はじめて開催する審議会となります。このため「富山県地方港湾審議会条例」第5条の規定によりまして、本審議会の会長を選出したいと思います。

条例では、「会長は、委員が互選する」となっておりますが、どなたか会長の選出につきまして、ご提案、ご意見等ございませんでしょうか。

雨宮委員
雨宮です。前回に引き続いて、三橋委員にお願いできたらと思提案させていただきます。青山学院大学で教鞭をとられておりますし、その前には第一港湾建設局長でもられました。現在は北東アジアの回廊ネットワークも相当調査されており、実践的ですので引き続き三橋委員にお願いできればと思います。

(司会) ありがとうございます。
ただいま、会長に三橋委員をというご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(委員一同) (異議なし)

(司会) ありがとうございます。異議が無いようでございますので、三橋委員に会長をお願いしたいと存じます。この後、会議の議長は会長が務めることとなっております。
三橋会長には、議長席の方へご移動いただきますよう、よろしく願いいたします。

会長挨拶
(会長) ただいま会長に選出されました、三橋でございます。一言挨拶をさせていただきます。

この審議会は、日本海側の総合的拠点港として選定されている伏木富山港に関する重要事項を審議するという大変重要な役割を担っております。

本日は、伏木富山港の一部変更と軽易な変更につきまして、知事から諮問をいただいております。

委員の皆様方もご承知のとおり、伏木富山港は、富山県の産業、経済並び

に県民の生活に、欠かせない重要な役割を担っております。皆様のお考えをいただきながら、審議を進めてまいりたいと思います。

どうかこの審議会が円滑に運営できますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

定足数確認
(会長) それでは、これから議事に入りますが、その前に、本日の委員の出席数が定足数に達しているかどうかお伺いいたします。事務局からお願いいたします。

(司会) 本日は、19名の委員の皆さまのご出席をいただいております。全委員数21名の過半数であり、定足数に達していることをご報告いたします。

(会長) ありがとうございます。ただいまの事務局の報告のとおり、定足数に達しておりますので、本会議は成立してございます。

議事録署名委員指名
(会長) なお、本日の議事録署名委員でございますが、恐縮でございますが、私の方からお願いしたいと存じます。

(会長) ご面倒ではございますが、雨宮委員、それから山本諭委員のお二方に、お願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(一同) (異議なし)

(会長) ありがとうございます。

議題提示
(会長) それでは、ただいまから議事に入ります。

(会長) 本日の議題であります「伏木富山港港湾計画の一部変更」そして「伏木富山港の軽易な変更」につきまして、知事から諮問がまいっております。港湾法第3条の3第3項の規定により、本審議会の意見を求めることになっておりますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

ご審議いただく順番といたしまして、まず始めに、「伏木富山港港湾計画の一部変更」についてご審議をいただき、その次に「軽易な変更」について、ご審議いただきたいと思います。

一部変更
内容説明請求
(会長) それでは、最初の審議でございます、「伏木富山港港湾計画の一部変更」について、事務局から説明をお願いいたします。

内容説明
(事務局) 港湾課長の中野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。港湾計画の一部変更内容についてご説明させていただきます。失礼ですが着座にて説明させていただきます。

最初は、正面にございますスクリーンのほうでパワーポイントを使って、港湾計画の概要についてご説明させていただきます。お手元の資料2と一緒にさせていただきます。その後、資料3、4を使いまして、港湾計画の法定図書につ

いてご説明をさせていただきたいと思います。

前方のスクリーンまたは資料2の2ページをご覧ください。

港湾計画について説明させていただきます。

港湾法では、「港湾管理者は港湾計画を策定する義務がある」と定められています。伏木富山港の場合は、富山県が港湾管理者です。港湾計画には、将来の港湾の目標等を定めることとされています。

港湾計画を定めることによりまして、港湾の利用を考える企業にとって、立地計画や経営計画の判断材料になる、また国からの補助事業、例えば岸壁や臨港道路を整備する際、その採択に際しての判断基準になるなどの効果が期待されています。

3ページをご覧ください。

港湾計画には、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針、2つめには港湾の取扱貨物量や旅客施設利用者数、3つめには港湾の能力に応じた岸壁の水深や延長等を記載するとされています。

4ページをご覧ください。

港湾計画の変更の区分を示しています。

変更する内容やその規模によりまして、「改訂」「一部変更」「軽易な変更」の3種類に区分されております。今回新湊地区におきましては、「一部変更」となります。直轄工事の対象規模となる水深12m以上の岸壁に関する事項のため「一部変更」となります。また伏木地区は土地利用計画に関する事項として、面積20ヘクタール未満のため「軽易な変更」となります。

5ページをご覧ください。

計画変更のフローです。

一番上の真ん中に記載しています「港湾管理者の計画策定」、これが、本日お諮りする内容でございます。資料3の港湾計画書（案）になるものです。策定にあたっては、国土交通省や関係機関と調整を行い、案を策定しております。

この案を本日の審議会に諮問しまして、ご審議いただくものです。

この後の手続きといたしましては、本日ご答申いただければ新湊地区の一部変更は、緑色の線で示したフローとなります。

「港湾管理者から国土交通大臣への計画の提出」を行いまして、国の審議会であります「交通政策審議会港湾分科会」に諮られ、国の確認を経て、最終的に港湾計画の公示となります。

また、伏木地区の軽易な変更は、黄色の線で示したフローとなります。「港湾管理者から国土交通大臣へ計画の送付」を行い、あわせて港湾計画の公示となります。

それでは、新湊地区の一部変更内容について説明します。

中央ふ頭2号岸壁の大水深化に伴う変更です。

資料は7ページをご覧ください。

ご承知のとおり伏木富山港は西から伏木地区、新湊地区、富山地区の3地区からなっております。本県の経済や産業を支えると共に環日本海のゲートウェイとして、物流・交流の拠点として大きな役割を担っています。

8ページをご覧ください。

今回の新湊地区の変更箇所でございます。新湊地区の中央ふ頭ということで、変更箇所を丸で囲んでいます。

9ページをご覧ください。

新湊地区の概要を説明します。

富山新港はご承知のとおり、昭和43年4月21日に開港し、本年開港50周年を迎えます。背後の臨海工業地帯とともに工業用原材料の物流拠点として発展してきた港です。近年は国際海上コンテナの拠点ともなっております。

今回対象となります中央ふ頭では木材チップや石油コークス、アルミインゴットを扱うほか、東ふ頭では製材等を取り扱っています。

このほか、専用岸壁におきましては、石炭や鋼材、それから先日3月17日には北陸電力のLNG船も初入港しております。また先ほど申し上げましたように北ふ頭ではコンテナ貨物を取扱っています。

10ページをお願いします。

平成28年の新湊地区における取扱貨物の現状でございます。平成28年の伏木富山港全体の取扱貨物量は約640万トン。このうち、新湊地区の取扱貨物量は約400万トンでございます。伏木富山港全体の約6割強を占め、そのうち中央ふ頭では新湊地区の4割強を取り扱っており、木材チップや石油コークス、セメント、石炭などの工業用原材料を取り扱っております。

それでは11ページをご覧ください。

中央ふ頭の利用状況です。中央ふ頭の岸壁は全長1.2kmあります。東から順に中央1号岸壁、中央2号岸壁です。このうち中央1号岸壁は、水深14mを有し、5万トン級の大型貨物船を受入れることが可能です。

また、中央2号岸壁から中央4号岸壁は、水深10mを有します。それ以降の岸壁は水深7.5m、4.5mの岸壁です。

12ページをご覧ください。

岸壁背後の利用につきましては、中央1号ふ頭の背後では主に石油コークスや木材チップ置き場として利用されております。中央2号岸壁では、中越パルプのベルトコンベアがありまして、木材チップヤードへ荷揚げしています。

中央3号、4号岸壁はアルミ地金などの置き場、それからセメント埋設管を使用しまして背後のセメントサイロへ運んでおります。それから中央5号岸壁以降では石材や鋼材などの置き場に利用されています。

先ほど申し上げましたが、中央ふ頭の取扱量は全体で約180万トンであり、中央1号、2号岸壁で中央ふ頭の取扱貨物の8割強を占める約150万トンを取り扱っています。木材チップが約105万トン、石油コークスが約32万トンなどとなっています。

それでは13ページをご覧ください。

ここから、中央ふ頭の課題について説明します。

先ほども申し上げましたけれども、中央ふ頭で14mの大水深岸壁は1号岸壁だけでございます。現在中央ふ頭に入船している船につきましては5万トン級の木材チップ船は、貨物満載時には水深14mが必要ということで、まずはいったん中央1号岸壁に接岸してある程度荷を軽くした後に中央2号岸壁に接岸する大変非効率な荷役となっています。どうしても中央1号岸壁で荷を軽くして中央2号岸壁にシフトしているということで、木材チップ船が中央1号岸壁で荷役している間は他の貨物船が接岸できないということでございます。平成28年だけを見ますと、木材チップ船が中央1号から2号へバースシフトした事例が、全29隻中24隻で約8割強です。

木材チップ船が中央1号岸壁で荷役している間は他の大型貨物船が接岸できないということで沖待ち、滞船が発生しています。中央1号岸壁を利用した船舶79隻のうち51隻が65%の船が滞船している状況です。

さらに将来的には伏木富山港において、石油コークスの取扱いの増加も見込まれており、中央1号岸壁の更なる混雑が課題となっています。

それでは14ページをお願いいたします。

この課題を解決するため、平成28年から国や県、市、商工会議所、射水市などと検討会を開催し、現状と課題の把握、そして対応方針等の協議を重ねてきております。

15ページをご覧ください。

検討会でのとりまとめでは船舶の大型化が進む中、中央2号岸壁を大水深化することにより、木材チップ船の非効率な荷役の解消及び中央1号岸壁の混雑により発生している滞船を解消すること。

また中央ふ頭の利用頻度が低い岸壁につきましては、集約・再編を図ることにより、効果的・効率的に運用を行うこととして関係者間でとりまとめたところです。

16ページをお願いいたします。

ここからは今回の港湾計画の変更点を説明します。

現在の施設の整備状況は黄色で示しています。緑は平成11年に定めた計画、今回の計画を白色で表しています。

船舶の大型化への対応や岸壁の集約・再編を図るため、既定計画を見直し、今回の計画で中央2号岸壁を延長280mの水深14m、また3号、4号は既設の区間275mを水深マイナス10mとし、中央5号岸壁以降は岸壁から護岸に変更するものです。

17ページをお願いいたします。

今ほどの内容を計画図で表したものです。

左側の図が既定の計画で右側が今回の計画図です。中央2号の大水深化、中央3号、4号の既存施設の利用、それ以降の西側は護岸化ということになっています。

18ページをご覧ください。

公共埠頭計画にあわせまして、その前面の泊地の水域施設を変更します。

中央2号岸壁前面泊地は14mの岸壁水深にあわせて14mとするものです。マイナス14m、そして2.5ヘクタールとして計画しています。

また3号、4号につきましてはマイナス10mの水深で、7.5ヘクタールとして、また中央5号岸壁から8号岸壁の前面泊地は、北ふ頭の岸壁が4.5mあります。この水深にあわせて計画します。9号物揚場の前面泊地は廃止する計画とするものです。

19ページをお願いします。

今回の計画変更にあたりまして、関係機関との調整状況について記載しています。

関係機関への意見照会ですが、照会先からは計画変更について全て異議なしと回答をいただいています。

その他の意見として、伏木海上保安部長さんからは「岸壁を使用する船舶の安全を確保するため、港湾計画上廃止となった岸壁を使用するにあたっては、伏木富山港長と協議の上、岸壁ごとに安全運用要領を定めること。」との

意見を頂いており、現在、協議をさせていただいております。

また生活環境部長さんのほうからは「泊地の整備に当たっては、水の濁りによる公共用水域への影響など周辺地域の生活環境への影響が考えられることから、環境保全対策に万全を期すこと」

また新湊漁業協同組合長さんからは「港内の浚渫工事等を実施する場合は、水質汚濁防止の観点から、浚渫工法、水質基準等について最大限配慮され、この海域の水質環境悪化を招くことがないようお願いします。」とのご意見をいただいております。今回の工事につきましては国直轄事業で実施となりますが、県としても国と連携・協力しながら環境保全対策に万全を期したいと考えております。

続きまして、資料3、港湾計画の法定計画について説明します。その補足資料である資料4も使いながら説明します。

それでは資料3の1ページをご覧ください。

変更理由が記載してございます。「新湊地区において、船舶の大型化に対応した効率的なバルク貨物輸送の実現を図るため、公共埠頭計画及び水域施設計画を変更する。」ものです。

次に2ページ目をお願いします。

本来港湾計画書は、黒字部分のみの記載ですが、分かりにくい面もございますので、今回は補足的に赤字で記載をしています。

まず港湾施設の規模及び配置のうち、公共埠頭計画の変更についてです。

船舶の大型化に対応した効率的なバルク貨物輸送の実現を図るため、木材チップ、化学工業品等の外内貿貨物を取り扱う公共埠頭計画を次のとおり変更するものです。上段に記載した記載内容が今回計画する内容、かっこで囲んでいる事項が各岸壁の既設及び既定計画の内容です。

既設の中央1号岸壁は、水深14m岸壁1バース、延長280mは変更ありません。参考資料として、資料4の5ページに既定計画と今回計画の比較図を記載していますので、併せてご覧ください。

それから中央2号岸壁は、既定計画の水深12m岸壁1バース延長240mから、これを水深14m岸壁1バース、延長280mに変更します。

それから既定計画の水深10m岸壁2バース延長340mの中央3号、4号岸壁は、水深10m岸壁2バース延長275mに変更します。

また、ふ頭用地については変更ありません。

また、中央3・4号岸壁へ貨物を集約することに伴い、既設及び既定計画の中央5号岸壁以降を廃止します。

次に資料3の3ページ目をお願いします。資料4の7ページに既定計画と今回計画の比較図を記載していますので、併せてご覧ください。

係留施設の計画に対応し、泊地計画を次のとおり変更するものです。

中央2号岸壁の前面泊地については、岸壁の水深にあわせ、水深マイナス14mとしています。泊地面積を2.5ha、整数による表記で3ヘクタールに変更するものです。

それから計画書では、浚渫を必要とする泊地面積の数値を記載するというルールになっていますことから、新たに浚渫を必要としない水深10mそれから水深4.5mの泊地面積は、資料3では面積は記載していません。

変更前と変更後の水深ごとの全体面積について赤字で記載しています。

水深10m泊地は8.0ヘクタールの計画、これが7.5ヘクタールへ変更します。

また水深7.5m泊地は水深4.5mの計画として5.5ヘクタールから5.8ヘクタールへ変更します。

次に資料3の4ページをお願いいたします。

その他重要事項として、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設として港湾計画に定めるものです。

これは、直轄工事のような大規模なものを位置付けるというものです。

中央1号岸壁及び中央2号岸壁、また水深14m、71.8ヘクタールの泊地を位置付ける計画としています。

以上が、港湾計画の一部変更に関する計画の内容です。

簡単ではございますが、一部変更に関する内容説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

審議開始

(会長)

それでは、ただいまご説明いただきました「伏木富山港港湾計画の一部変更」につきまして、ただいまから審議を始めたいと思います。

ご意見のある方は、挙手をして、ご意見をお願いします。

(伏木海上保安部)

伏木海上保安部の次長佐藤でございます。今日は、福井港長の代理で出席させていただいております。座って意見を述べさせていただきます。一部変更の資料3の2ページなんですけれども、岸壁の廃止ですね、中央3号、4号に集約することによって、廃止するということになっております。岸壁を集約して効率的に使用するという事は、限られた施設を有効に使うということで非常にいいことだと思うんですけれども、港湾計画で岸壁を廃止することになりますと、なかなか今後岸壁が管理・保守するうえで支障がないようにと。今後まだまだ船舶が廃止になる岸壁を使用していくということになると思いますので、集約が進むまでですね。その間、船舶が岸壁を使用している間は安全に荷役できるよう管理、運用をしっかりとやっていただきたいと思っております。

(会長)

はい、ありがとうございます。これについて管理者のほうから何かコメントありますか。

(事務局)

貴重なご意見ありがとうございます。中央2号の大水深化を進めるにあたってですね、ご質問のいただきました5号から8号については、護岸化ということでございますけれども、まだ当面は整備が終わるまでには時間を要します。当然県の方でしっかりと荷役の支障にならないように管理をしていきたいと思っております。またご指導のほどよろしくをお願いいたします。

(会長)

雨宮委員。

(雨宮委員)

技術的な質問なんですけれども、予定では12mだったですよ。これを14mにするので2m掘り下げることになるんですけれども、ずいぶん古いものなんですけれども、岸壁自体の作り直しは必要ないんでしょうか。技術的な質問です。

(事務局)	どうもありがとうございます。岸壁も14m化するという、それと前面泊地も14mに掘り下げることとしています。岸壁そのものをやり直すことになり ます。
(会長)	他にございませんでしょうか。
議案採決	よろしいでしょうか。
(会長)	それでは、ご意見もないようでございますので、「伏木富山港港湾計画の一部変更」について、本審議会としての意見をまとめたいと思います。 委員の皆様には、貴重なご意見ご指導を賜り、また、これに対しまして、ご説明をいただいたわけですが、本審議会の答申といたしましては、この「伏木富山港港湾計画の一部変更」を「適当と認める」こととしたいと考えて ますが、いかがでしょうか。
(一同)	(異議なし)
(会長)	はいありがとうございます。 ご異議がないようでございますので、本審議会は知事から諮問のございました「伏木富山港港湾計画の一部変更」については、「適当と認める」という ことに決定をいたします。
軽易な変更 内容説明請求 (会長)	続きまして、「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」についてご審議をいた だきたいと思っております。 それでは、「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」について、事務局から説明 をお願いします。
内容説明 (事務局)	続きまして、資料6 伏木地区の土地利用計画に関する軽易な変更について 説明します。 2 ページです。国際拠点港湾の伏木富山港の西に位置する伏木地区、伏木 外港の土地利用の変更に関するものです。 3 ページをお願いします。今回の計画変更箇所は伏木地区で赤まるで囲ん でおります伏木万葉ふ頭の土地利用計画の変更でございます。 4 ページをご覧ください。伏木地区全体の航空写真です。 伏木地区では、これまで船舶の大型化への対応等を図るため、平成元年か ら外港整備に取り組んでおり、物流機能強化のための臨港道路の整備、それ から大規模地震対策としまして万葉3号岸壁の耐震化、また良好な港湾環境 創出のための緑地整備、さらには20万トン超級の大型クルーズ船の寄港に対 応しました係船柱や防舷材の整備を進めています。 5 ページをお願いいたします。 伏木外港を斜めから見た写真でございますが、四角く赤で囲んだ外港東側 の6.4ヘクタールの港湾関連用地のうち4.5ヘクタールの用地について、県で は昨年、万葉岸壁を利用しまして取扱貨物の増加に資するための用途に供す ることを条件としまして、入札を実施したところでは、 その結果、木質バイオマス発電所の建設、運営を予定します業者が落札し たところでございまして、今後海外から燃料を輸入する計画としていただ

聞きしています。

この売却によりまして、伏木外港におけます貨物量や入港隻数等の増加が期待されることから、港湾における物流の増進が図られるものと考えています。

なお港湾計画では、発電所に供する用地につきましては、現在の「港湾関連用地」から「工業用地」へ変更する必要があるため、土地利用計画を変更するものです。

6ページをご覧ください。

港湾計画の変更の内容です。

左側が既定計画でございまして、右側が今回の計画でございます。

東側の6.4ヘクタール、これは現在港湾関連用地として計画しておりまして、南側の6.7ヘクタールの港湾関連用地と合わせると13.1ヘクタールになります。

これを今回の計画では6.4ヘクタールのうち4.5ヘクタールを工業用地としまして、残りはそのまま港湾関連用地ということで、工業用地が4.5ヘクタール、それから港湾関連用地が8.6ヘクタールとなります。

続きまして、7ページをご覧ください。

計画変更に際して、関係機関との調整を行っております。

関係機関に意見照会しており、照会先からは計画変更については全て異議なしということで回答を頂いております。その他の意見としては海上保安部さんのほうから、陸上施設の建設に当たっては、付近岸壁を使用する船舶の航行に支障がないよう事前に確認をされたい、ということでございます。十分注意をして行わせるよう指導したいと思っております。

次に資料7、港湾計画の法定図書について説明します。補足資料となる資料8も使いながら説明します。

資料7の1ページをご覧ください。変更理由でございます。

「立地企業の要請に対応するため、伏木地区において、土地利用計画を変更する。」

というものです。

2ページをお願いします。土地造成及び土地利用計画でございます。

土地利用需要の変化に対応するため、伏木地区の土地利用計画を以下のとおり変更するものです。

資料8の3ページをご覧ください。変更後と変更前を記載したものです。

現在、伏木地区の港湾関連用地は全体で57ヘクタールでございます。工業用地が54.8ヘクタールございまして、港湾関連用地から工業用地へ4.5ヘクタール移動するというので、工業用地が59.3ヘクタール、港湾関連用地が52.5ヘクタールとなります。

資料3の2ページでは四捨五入した形で記載しております。トータルの面積に変更はございません。

簡単でございますけれども、以上で伏木地区の土地利用計画に関する軽易な変更の内容を終わります。よろしくお願いたします。

審議開始
(会長)

それでは、ただいまご説明いただきました「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」につきまして、審議をいたしたいと思っております。

ご質問、ご意見のある方は、挙手をお願いします。

- (高岡市) 高岡市でございます。今回の変更に伴いまして、今回本日の審議会経た後の動きとしまして、時期的なおおよそのものでもご教示いただけたら幸いです。
- (会長) はい、管理者さんお願いいたします。
- (事務局) 本日ご答申いただいた場合は、早ければ明日公示したいと思います。
- (会長) はい、ありがとうございます。他のご意見、ご質問お受けいたします。どうぞ。
- 他にないでしょうか。
- 議案採決
(会長) それでは、他にご意見が他にはないようでございますので、「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」について、本審議会としての意見をまとめたいと思います。
- 委員の皆様には、貴重なご意見ご指導を賜り、また、これに対しまして、説明があったところですが、本審議会の答申としては、この「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」を「適当と認める」ということにしたいと考えますが、いかがでしょうか。
- (一同) (異議なし)
- (会長) ありがとうございます。ご異議がないようでございますので、本審議会は知事から諮問のありました「伏木富山港港湾計画の軽易な変更」については、「適当と認める」ということに決定いたします。
- 審議終了
閉会 (会長) 委員の皆様のご協力により、本日の議題2件については無事、審議が終了いたしました。委員の皆様には円滑な審議にご協力いただき、ありがとうございました。
- 港湾管理者におかれましては、国際拠点港湾である伏木富山港の更なる発展にお努めいただき、より一層利用しやすいみなとづくりをお願い申し上げます。本審議会を閉会させていただきます。
- それでは、事務局の方にお返しいたします。
- (事務局) 三橋会長におかれましては、円滑に議事を進行いただきまして、大変ありがとうございました。
- また、委員の皆様にはお忙しい中、長時間にわたりましてご審議をいただき、また貴重なご意見も頂戴いたしまして誠にありがとうございました。
- 会議の中でもご説明しましたが、一部変更につきましては、本年7月に開催が予定されております、国の交通政策審議会港湾分科会に諮られまして、その後、必要な手続きを経て、港湾計画の変更が完了する予定となっておりますので、ご承知おきいただければと思います。
- 以上をもちまして、第34回富山県地方港湾審議会を終了させていただきた

いと思います。
本日は誠にありがとうございました。

議事録署名委員

平成30年 3月30日

雨宮洋司 (雨宮)

山本諭 (山本)